

令和6年度小規模保育事業指導監査実施計画

1. 基本方針

小規模保育事業施設において、「児童福祉法」(及び「大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下、市基準条例)」等の規定にもとに実施されているかどうかを調査し、改善の必要がある場合には指導・助言をし適正かつ円滑な事業の運営の確保を目的として実施する。

2. 指導監査の重点事項

(1) 施設の適正な運営の確保

- ◆施設の運営に必要な規定が適正に整備されているか。また、法改正等に基づいた必要な改定が適宜行われているか。
- ◆職員等の給与は就業規則や給与規定等、適正な手続きを経た根拠に基づき、勤務実態に即して支給されているか。

(2) 保育の質の確保・向上

- ◆市基準条例に定める基準を満たす職員が雇用されており、開所、閉所時間帯における職員を配置しているか。
- ◆職員の資質向上のため、研修の機会を確保し、計画的に実施しているか。また、職員の自己評価を踏まえ、事業所の保育の内容等について自ら評価を行い、その改善を図っているか。

(3) 事故防止及び安全計画の策定等

- ◆安全計画を策定するとともに、職員に対する周知や研修・訓練の実施、保護者に対する取組内容等の周知を行っているか。
- ◆定期的に防災訓練を実施しているか。
- ◆保育所保育指針にある「子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人権を尊重した保育」を行っているか。